

## 平成29年度 行政監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）  |
| 2 | 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について     |
| 3 | 監査対象   | 商工農水部商工課（すわ公園交流館利用料金） |
| 4 | 監査実施期間 | 平成30年2月2日             |
| 5 | 監査結果報告 | 平成30年3月30日            |

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【商工課】

<p>(1) 減免に係る事務手続について ア 申請者から提出された減免申請書に減免を必要とする理由が記載されていない事例が見受けられた。規則の規定に従い減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に十分確認し、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 5日 指定管理者に対し規則の規定に則り減免申請書に必要事項が記載されていることを受領時に確認することを改めて指導徹底するとともに、事務手続きの手引きにもそのことを明記することにより事務処理精度の向上を図った。</p>
---	--

## 平成29年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1 監査の種類  | 行政事務の執行についての監査（行政監査）  |
| 2 監査のテーマ | 公の施設に係る使用料の減免について     |
| 3 監査対象   | 商工農水部商工課（すわ公園交流館利用料金） |
| 4 監査実施期間 | 平成30年2月2日             |
| 5 監査結果報告 | 平成30年3月30日            |

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【商工課】

<p>(1) 減免基準の規定内容について</p> <p>すわ公園交流館においては、当該施設の「設置目的に資するとして市長が認めた場合」を減額事由として規則に定め、当該事由に該当する場合として具体的に「中心市街地の自治会が交流の場として使用する場合」を挙げている。当該施設は、「中心市街地に住む人」だけでなく「中心市街地に来る人」の憩い・交流・自己実現の場として活用されることもその設置目的としている。このような目的を踏まえ、当該減額事由から「中心市街地の」という要件を削除し、中心市街地以外の自治会が交流の場として使用する場合であっても減額の対象とすることができないか検討すること。</p> <p>【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成30年 4月 5日</p> <p>すわ公園交流館は中心市街地に来る人の交流の場として活用されることもその目的としていることを踏まえ、規則に減額事由として規定されている「設置目的に資するとして市長が認めた場合」に該当する事由に、中心市街地の自治会だけでなく市内の自治会が交流の場として使用する場合も含まれるものとした。この場合における減額割合を5割と定め、平成30年4月からこの基準に基づいて利用料金の減額に係る事務処理を行うよう指定管理者に指示した。</p>
---	--